

計算書類に対する注記（法人全体）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却は定額法による。（リース資産を除く）
- (2) リース資産
 - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。
- (3) リース取引総額が300万円以下やリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引及び、社会福祉法人会計基準移行（平成27年度）前の所有権移転外ファイナンス・リース取引は通常の貸借処理による。
- (4) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等は償却原価法（定額法）による。
 - ・上記以外の有価証券
時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの一移動平均法による原価法
- (5) 引当金計上基準
 - ・徴収不能引当金の計上基準
金銭債権の徴収不能に備えるため、個別及び一括で見積もった徴収不能見込額を計上している。
 - ・賞与引当金の計上基準
会計期間における期間損益を正しく表すため、賞与基礎額に当年度夏季賞与支給率を乗じ、次年度夏季賞与支給額及び社会保険料を見積り、その内の当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金の計上基準
職員の退職金の支給に備えるため、以下の合計額を計上している。
①期末要支給額の内、法人負担分を退職給付引当金に計上している。
②全事務協退職年金の期末事業主負担掛金累計額を退職給付引当金に計上している。
 - ・役員退職慰労引当金の計上基準
役員等報酬規程に基づき、理事長及び業務執行理事の期末退職慰労金相当額を役員退職慰労引当金に計上している。
- (6) 棚卸資産の評価方法は、会計年度末の最終仕入原価法による。
- (7) 消費税等の処理は税込方式による。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度、法人独自の退職給付制度及び全国社会福祉事業団協議会の実施する退職共済制度を採用している。

計算書類に対する注記（法人全体）

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 事務局拠点区分（社会福祉事業）
 - 「本部サービス区分」
 - 「研修推進事業サービス区分」
 - 「介護職員初任者研修事業サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
 - イ 美原荘特養拠点区分（社会福祉事業）
 - 「特養サービス区分」
 - 「老人短期入所サービス区分」
 - 「老人通所介護サービス区分」
 - 「老人訪問介護サービス区分」
 - 「居宅介護支援サービス区分」
 - 「随時対応訪問介護看護サービス区分」
 - 「障がい短期入所サービス区分」
 - 「障がい通所介護サービス区分」
 - 「障がい訪問介護サービス区分」
 - 「地域包括支援サービス区分」
 - 「有償運送サービス区分」
 - 「社会福祉貢献サービス区分」
 - 「シルバーハウスジグリングサービス区分」
 - 「診療所サービス区分」
 - 「老人福祉センターサービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
 - ウ 美原荘地域密着特養拠点区分（社会福祉事業）
 - 「地域密着特養サービス区分」
 - 「老人短期入所サービス区分」
 - 「グループホームサービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
 - エ 和風荘ケアハウス拠点区分（社会福祉事業）
 - 「ケアハウスサービス区分」
 - 「ケアハウス（特定）サービス区分」
 - 「社会福祉貢献サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
 - オ 春日丘荘特養拠点区分（社会福祉事業）
 - 「特養サービス区分」
 - 「老人短期入所サービス区分」
 - 「老人通所介護サービス区分」
 - 「老人訪問介護サービス区分」
 - 「居宅介護支援サービス区分」
 - 「障がい訪問介護サービス区分」
 - 「在宅介護支援センターサービス区分」
 - 「有償運送サービス区分」
 - 「社会福祉貢献サービス区分」
 - 「診療所サービス区分」
 - 「グループホームサービス区分」
 - 「グループホーム認知症通所介護サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
 - 「地域包括支援玉櫛水尾サービス区分」
 - カ 春日丘荘地域密着特養拠点区分（社会福祉事業）
 - 「地域密着特養サービス区分」
 - 「老人短期入所サービス区分」
 - 「小規模多機能サービス区分」
 - 「認知症通所介護サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
 - キ 春日丘荘沢池センター拠点区分（社会福祉事業）
 - 「沢池多世代交流センターサービス区分」
 - 「沢池老人通所介護サービス区分」
 - 「地域包括支援沢池西サービス区分」

計算書類に対する注記（法人全体）

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
「地域公益事業サービス区分」

ク 春日丘荘南次木センター拠点区分（社会福祉事業）
「南次木多世代交流センターサービス区分」
「南次木老人通所介護サービス区分」
「南次木居宅介護支援サービス区分」
「南次木在宅介護支援センターサービス区分」
「地域包括支援天王東奈良サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

ケ 四條畷荘特養拠点区分（社会福祉事業）
「特養サービス区分」
「老人短期入所サービス区分」
「老人通所介護サービス区分」
「老人訪問介護サービス区分」
「居宅介護支援サービス区分」
「障がい短期入所サービス区分」
「障がい訪問介護サービス区分」
「地域包括支援サービス区分」
「有償運送サービス区分」
「社会福祉貢献サービス区分」
「診療所サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

コ 四條畷荘養護拠点区分（社会福祉事業）
「養護老人ホームサービス区分」
「養護老人ホーム（特定）サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

カ 光明荘特養拠点区分（社会福祉事業）
「特養サービス区分」
「老人短期入所サービス区分」
「老人通所介護サービス区分」
「老人訪問介護サービス区分」
「居宅介護支援サービス区分」
「訪問入浴サービス区分」
「障がい短期入所サービス区分」
「障がい通所介護サービス区分」
「障がい訪問介護サービス区分」
「在宅介護支援センターサービス区分」
「地域包括支援サービス区分」
「有償運送サービス区分」
「社会福祉貢献サービス区分」
「診療所サービス区分」
「訪問看護サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

シ 高槻荘特養拠点区分（社会福祉事業）
「特養サービス区分」
「老人短期入所サービス区分」
「老人通所介護サービス区分」
「老人訪問介護サービス区分」
「居宅介護支援サービス区分」
「認知症通所介護サービス区分」
「障がい短期入所サービス区分」
「障がい訪問介護サービス区分」
「地域包括支援サービス区分」
「給食サービス区分」
「社会福祉貢献サービス区分」
「グループホームサービス区分」
「小規模多機能サービス区分」
「診療所サービス区分」
「老人訪問介護 桃園サービス区分」
「居宅介護支援 桃園サービス区分」
「訪問看護サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

ス 白島荘特養拠点区分（社会福祉事業）

計算書類に対する注記（法人全体）

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

「特養サービス区分」
「老人短期入所サービス区分」
「老人訪問介護サービス区分」
「居宅介護支援サービス区分」
「地域包括支援サービス区分」
「障がい訪問介護サービス区分」
「有償運送サービス区分」
「社会福祉貢献サービス区分」
「診療所サービス区分」
「グループホームサービス区分」
「グループホーム認知症通所介護サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

セ 白島荘老人通所介護拠点区分（社会福祉事業）
「老人通所介護サービス区分」
「障がい通所介護サービス区分」
「生活介護サービス区分」
「小規模多機能サービス区分」
「障がい通所介護光明の郷サービス区分」
「相談支援サービス区分」
「障がい児相談支援サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

ソ 東大阪養護拠点区分（社会福祉事業）
「養護老人ホームサービス区分」
「養護老人ホーム（特定）サービス区分」
「養護老人ホーム短期入所サービス区分」
「老人通所介護サービス区分」
「老人訪問介護サービス区分」
「居宅介護支援サービス区分」
「障がい訪問介護サービス区分」
「地域包括支援サービス区分」
「有償運送サービス区分」
「社会福祉貢献サービス区分」
「診療所サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

タ OS 工務よりそいの丘就労拠点区分（社会福祉事業）
「就労継続支援A型サービス区分」
「就労継続支援B型サービス区分」
「相談支援サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

チ 永寿園養護拠点区分（社会福祉事業）
「養護老人ホームサービス区分」
「養護老人ホーム（特定）サービス区分」
「養護老人ホーム短期入所サービス区分」
「社会福祉貢献サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

ツ 永寿園地域密着特養拠点区分（社会福祉事業）
「地域密着特養サービス区分」
「老人短期入所サービス区分」
「診療所サービス区分」
「社会福祉貢献サービス区分」
「事業所内保育サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

テ 豊寿荘ケアハウス拠点区分（社会福祉事業）
「ケアハウスサービス区分」
「ケアハウス（特定）サービス区分」
「訪問リハビリサービス区分」
「診療所サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

ト 豊寿荘特養拠点区分（社会福祉事業）
「特養サービス区分」
「老人短期入所サービス区分」

計算書類に対する注記（法人全体）

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- 「老人通所介護サービス区分」
- 「老人訪問介護サービス区分」
- 「居宅介護支援サービス区分」
- 「障がい訪問介護サービス区分」
- 「有償運送サービス区分」
- 「社会福祉貢献サービス区分」
- 「老人訪問介護 東町サービス区分」
- 「居宅介護支援 東町サービス区分」
- 「障がい訪問介護 東町サービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」
- ナ 豊寿荘原田センター拠点区分（社会福祉事業）
- 「原田介護予防センターサービス区分」
- 「老人通所介護サービス区分」
- 「居宅介護支援サービス区分」
- 「原田住宅L S A サービス区分」
- 「事業所内保育サービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」
- ニ 豊寿荘服部センター拠点区分（社会福祉事業）
- 「服部介護予防センターサービス区分」
- 「老人通所介護サービス区分」
- 「豊中B 団地L S A サービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」
- ヌ 豊寿荘柴原センター拠点区分（社会福祉事業）
- 「柴原介護予防センターサービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」
- ネ 豊寿荘庄内センター拠点区分（社会福祉事業）
- 「庄内介護予防センターサービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」
- ノ 豊寿荘千里センター拠点区分（社会福祉事業）
- 「千里介護予防センターサービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」
- ハ 豊寿荘高川センター拠点区分（社会福祉事業）
- 「高川介護予防センターサービス区分」
- 「老人通所介護サービス区分」
- 「居宅介護支援サービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」
- ヒ 万寿荘軽費拠点区分（社会福祉事業）
- 「軽費サービス区分」
- 「社会福祉貢献サービス区分」
- 「老人福祉センターサービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」
- フ 河南荘軽費拠点区分（社会福祉事業）
- 「軽費サービス区分」
- 「有償運送サービス区分」
- 「社会福祉貢献サービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」
- ヘ みずほおおぞら施設入所支援拠点区分（社会福祉事業）
- 「施設入所支援サービス区分」
- 「生活介護サービス区分」
- 「生活介護みのりサービス区分」
- 「障がい短期入所サービス区分」
- 「日中一時支援サービス区分」
- 「相談支援サービス区分」
- 「障がい児相談支援サービス区分」
- 「一般相談支援サービス区分」
- 「就労継続支援A型サービス区分」
- 「就労継続支援B型サービス区分」
- 「障がい福祉センターサービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」

計算書類に対する注記（法人全体）

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- ホ みずほおおぞら地域密着特養拠点区分（社会福祉事業）
- 「地域密着特養サービス区分」
- 「老人短期入所サービス区分」
- 「診療所サービス区分」
- 「社会福祉貢献サービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」
- マ かがやき老健拠点区分（公益事業）
- 「老健サービス区分」
- 「短期入所療養介護サービス区分」
- 「通所リハビリテーションサービス区分」
- 「居宅介護支援サービス区分」
- 「地域包括支援サービス区分」
- ミ QS人材育成センター拠点区分（公益事業）
- 「介護福祉士養成校サービス区分」
- 「日本語学校サービス区分」
- 「豊中人材育成センターサービス区分」
- 「奨学金等事業サービス区分」
- 「特定技能外国人等支援事業サービス区分」
- 「職業紹介事業サービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	8,357,441,072			8,357,441,072
建物	10,004,063,253		649,589,511	9,354,473,742
合計	18,361,504,325		649,589,511	17,711,914,814

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

計算書類に対する注記（法人全体）

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

(1) 白島荘特養拠点	土地（基本財産）	837,158,500円
	建物（基本財産）	1,237,925,511円
(2) 豊寿荘ケアハウス拠点	土地（基本財産）	658,935,459円
	建物（基本財産）	492,844,852円
(3) 豊寿荘特養拠点	土地（基本財産）	469,900,541円
	建物（基本財産）	409,185,300円
(4) 東大阪養護拠点	土地（基本財産）	345,219,632円
	建物（基本財産）	869,876,643円
(5) 美原荘地域密着特養拠点	建物（基本財産）	533,680,479円
(6) みずほおおぞら施設入所支援拠点	建物（基本財産）	531,757,414円
(7) みずほおおぞら地域密着特養拠点	建物（基本財産）	398,539,845円
	土地（基本財産）	822,740,140円
(8) 高槻荘特養拠点	建物（基本財産）	1,700,884,999円
計		9,308,649,315円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

(1) 白島荘特養拠点	円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	228,480,000円
(2) 豊寿荘ケアハウス拠点	円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	85,759,200円
(3) 豊寿荘特養拠点	円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	69,040,800円
(4) 東大阪養護拠点	円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	206,375,000円
(5) 美原荘地域密着特養拠点	円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	190,260,000円
(6) みずほおおぞら施設入所支援拠点	円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	129,360,000円
(7) みずほおおぞら地域密着特養拠点	円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	129,360,000円
(8) 高槻荘特養拠点	円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	647,020,000円
計	1,685,655,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	8,858,152,272	500,711,200	8,357,441,072
*減価償却累計額には、減損損失の合計額が含まれている。			
建物（基本財産）	17,716,210,420	8,361,736,678	9,354,473,742
土地	1		1
建物	2,117,373,258	306,941,382	1,810,431,876
構築物	404,779,719	281,368,253	123,411,466
車両運搬具	38,033,962	34,287,989	3,745,973
器具及び備品	1,166,974,985	892,310,976	274,664,009
建設仮勘定	660,000		660,000
有形リース資産	30,004,020	17,597,239	12,406,781
合計	30,332,188,637	10,394,953,717	19,937,234,920

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,644,676,005	549,093	1,644,126,912
立替金	1,903,997	144,893	1,759,104
合計	1,646,580,002	693,986	1,645,886,016

計算書類に対する注記（法人全体）

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員・兼務等	事業上の関係				
該当なし											

取引条件及び取引条件の決定方針等

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) リース取引関係
 ・ファイナンス・リース取引
 リース資産の内容
 介護機器、空調機器及び業務用ソフトウェア